

(1) 年金受給権者死亡後に支給された年金の返納請求通知の改善（新規案件）

1 相談内容

私の母は、多額の借金をしていたため、同居している私は、相続放棄をしていた。母が死亡した際、市町村に死亡届を提出したが、日本年金機構に対しては、このようなこともあり、母の死亡を届出等しなかったところ、唐突に、年金の返納を求める文書が届いた。私としては、相続放棄していることから、返納する必要はないのではないかと思っただが、返納を求める文書には、相続放棄した者については返納する必要がないことの記載がなかったこと等から、返納すべきかどうか迷ってしまった。

日本年金機構が、返納を求める通知書を送付する際には、例えば、どのような事情に基づき債務名義人としたのかを説明するとともに、相続放棄等し債務名義人に該当しない場合には年金事務所等にその旨を連絡等するようというような記載をしてほしい。

(注) 本件は、行政相談委員意見として提出されたものである。

2 制度の概要

(1) 年金の支給

国民年金法（昭和34年法律第141号）第18条第3項において、年金の支給月は、2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、その前月までの2か月分の年金を支払うこととされており、また、厚生年金保険法（昭和29年法律115号）第36条第3項においても同様に規定されている。

また、年金の支給は、権利が消滅した日の属する月で終わるものとされており、年金受給権者が死亡した場合、死亡した日の属する月分まで支給されることとなる。

年金受給権者が死亡した場合、死亡後に振込まれた年金については、年金受給権は譲渡等が認められてないため、国民年金法第19条第1項等の規定に基づき、年金受給権者と生計を同じくしていた3親等内の親族が未支給年金として請求できる場合を除いて、日本年金機構へ返納することとなる。

(2) 年金受給権者が死亡した場合の届出に係る規定等

年金受給権者が死亡した場合の届出に係る規定は、表-1のとおり、国民年金法と厚生年金保険法とでは、届出提出期限や添付書類が異なっている。

ただし、日本年金機構のホームページ上では、国民年金、厚生年金保険等の区分に関係なく、統一様式「年金受給権者死亡届（報告書）」を提示し

ており、添付書類については、①亡くなった方の年金証書、②死亡の事実が明らかにできる書類（戸籍抄本、市区町村長に提出した死亡診断書（死体検案書等）のコピー又は死亡届の記載事項証明書）であり、実際の取扱いと同様となっている。

表－１ 年金受給権者の死亡に関する届出規定等

年金区分	根拠規定	届書の記載事項及び添付書類
国民年金	○国民年金法施行規則第４条第１項 法第 105 条第 4 項の規定による第 1 号被保険者の死亡届出は、当該事実のあった日から 14 日以内に、右記の各号に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出することによって行わなければならない。	【記載事項】 1 氏名及び住所 2 死亡した年月日 3 基礎年金番号
厚生年金保険	○厚生年金保険法施行規則 附則（平成 7 年 3 月 29 日厚生省令第 20 号）第 77 条第 1 項 受給権者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、10 日以内に、右記に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 ○同法施行規則附則第 77 条第 2 項 上記の届書には、右記の書類を添えなければならない。	【記載事項】 1 届出者の氏名及び住所並びに届出者と受給権者との身分関係 2 受給権者の氏名及び生年月日 3 受給権者の基礎年金番号 4 年金諸処の年金コード 5 受給権者の死亡の年月日 【添付書類】 1 年金証書 2 受給権者の死亡を証する書類

(注) 国民年金法、厚生年金保険法に基づき当室が作成したもの。

3 年金受給権者の死亡に係る返納業務等の実施状況

(1) 年金受給権者の死亡に係る年金の支給停止

日本年金機構では、年金受給権者の死亡届等があった場合、年金の支払保留を行うほか、年金受給権者の生存を確認するため、住民基本台帳ネットワ

ークを活用し、住民票コードより生存を確認し、その結果、年金受給権者が死亡している場合は支給停止している。

この住民基本台帳ネットワークを活用した生存確認は、平成 18 年 10 月から開始しているが、当時は現況届の提出を不要とするもので、地方公共団体情報システム機構から年 1 回の情報提供を受けていた。平成 23 年 7 月からは、毎月 1 回（中旬）、前月分の年金受給権者の生存情報の提供を受けている。

死亡が確認された年金受給権者については、地方公共団体情報システム機構から情報の提供を受けた月の下旬に年金の支払保留に係るデータ入力等の事務が行われるが、次回の年金の定期支払の作業が既に終了している場合、例えば、年金受給権者が 4 月に亡くなった場合には、5 月中旬に死亡情報を得るものの、6 月の定期支払の作業は 5 月 1 日までに終了しているため、年金のいわゆる過払が生じることとなっている。

【参考】 未支給年金等の発生状況（同一生計者がいる場合）の 6 月支給の例

年金受給権者の死亡 月日		4 月 15 日支給		6 月 15 日支給	
		2 月分	3 月分	4 月分	5 月分
4 月	1 日～14 日	未支給年金	未支給年金	未支給年金	過 払
	15 日～30 日	(本人支給)	(本人支給)	未支給年金	過 払
5 月	1 日～14 日	(本人支給)	(本人支給)	未支給年金	未支給年金
	15 日～31 日	(本人支給)	(本人支給)	未支給年金	未支給年金

- (注) 1 本表は、日本年金機構からのヒアリング結果に基づき当室が作成したもの。
 2 年金の支給月は、偶数月で前月の 2 か月分支給される（支払日は原則 15 日）。
 3 年金受給権者が死亡した場合、死亡した日の属する月まで年金が支給される。
 4 年金受給権者が亡くなった日より後に振込まれた年金は、死亡当時、生計を同じくしていた 3 親等内の親族が、自己の名で、その未支給年金を請求できる。

なお、平成 27 年 1 月から、いわゆるマイナンバー制度が導入され、年金受給権者の生存確認については、29 年 7 月から利用できる予定であるが、日本年金機構としては、マイナンバー制度が導入されたとしても、毎月 1 回、生存確認の情報提供を受けて、従来どおりの処理方法等で業務を遂行する予定であるとしている。

(2) 年金受給権者の死亡に係る年金の返納業務

年金受給権者が死亡した場合の過払の返納等については、親族等からの連絡等は、様々であり、日本年金機構としては、表-2 のとおり、3 つのパタ

ーンに区分して年金の返納を求める者の確定を行っているとしている。なお、年金の返納を求める者の確定に当たっては、あらかじめ市区町村に照会し、戸籍謄本や住民票等の交付を受けるなどの調査を実施している。

本業務に関しては、日本年金機構の各ブロック機関は関与せず、日本年金機構業務渉外部が担っているとしている。

表－２ 年金受給権者の死亡による返納事務及び発出文書等

パターン別 (死亡届等の提出の有無)		返納を求める前の照会文書		返納を求める文書	
		照会の有無	照会の対象者	送付文書	返納を求める者
【パターン１】 未支給年金の請求及び死亡届の提出あり		【なし】	－	③ 「払い過ぎとなっている年金の返納について（お知らせ）」（資料４） ④ 「ぜひお読みください」（資料５） ⑤ 領収済通知書（納入告知書・納付書）	請求書及び死亡届を提出した近親者
【パターン２】 未支給年金の請求なし死亡届の提出あり		【あり】 ① 「（基礎年金 国民年金 厚生年金）給付費に係る照会について」（資料２）	死亡届の提出者その他の近親者		年金受給権者の財産管理を行っている者、もしくは過払金の返納を応諾いただいた者
【パターン３】 未支給年金の請求及び死亡届の提出なし	同居親族以外	② 「回答票」（資料３）	過去に年金受給権者と同居していた近親者等		年金受給権者と過去に同居していた近親者、もしくは年金受給権者に最も近い立場にある近親者
	同居親族	【なし】	－		年金受給権者死亡時に同居していた親族

(注) 日本年金機構の資料に基づき当室が作成したもの。

４ 親族等へ発出する通知文書の種類等

(1) 親族等へ発出する通知文書の種類

年金受給権者の死亡による親族等への年金の返納に関する文書についてみると、表－２のとおりであり、返納を求める前の照会文書と、返納を求める文書がある。

i) 返納を求める前の照会文書（納入告知前に送付する照会）

- ・「（基礎年金 国民年金 厚生年金）給付費に係る照会について」（資料２）

- ・「回答票」(資料3)
- ii) 返納を求める文書(納入告知時の送付文書)
 - ・「払い過ぎとなっている年金の返納について(お知らせ)」(資料4)
 - ・「ぜひお読みください」(資料5)
 - ・「領収済通知書(納入告知書・納付書)」

上記のうち、日本年金機構が作成している文書は、表-2の①「(基礎年金 国民年金 厚生年金) 給付費に係る照会について」(資料2)、②「回答票」(資料3)及び④「ぜひお読みください」(資料5)の3種類である。日本年金機構によると、この3種類の文書の様式等を定めた根拠規程のようなものはないとしている。

なお、現在使用している3種類の文書は、日本年金機構になる以前の社会保険庁時代から使用していたものを引き継いで実施しているとしており、日本年金機構においては、これまで文書の内容等について内部での検討や議論したことはないとしている。

(2) 同居親族に送付している文書の内容

日本年金機構は、死亡した年金受給権者と同居していた親族に、事前照会することなく、返納を求める文書、すなわち領収済通知書(納入告知書・納付書)のほか、厚生労働省が作成している「払いすぎとなっている年金の返納について(お知らせ)」(資料4)と日本年金機構が作成している「ぜひお読みください」(資料5)を送付している。

この「ぜひお読みください」の内容をみると、次のとおり、相続放棄された場合、あるいは相続人等でない場合は返納の必要がない旨等の記載はない。

書き始めにおいて、『同封しました「領収済通知書(納入告知書・納付書)」は、当機構から払い過ぎとなっている年金の返納をお願いするものです。』と記載している。

また、中段の枠の中に、『◇年金受給者がお亡くなりになったことによる返納の場合は、』として、「年金受給者がお亡くなりになり、年金の払い過ぎが生じているため、次のいずれかに該当された方を相続人代表者として送付させていただきました。」と記載し、その下に「・年金受給者の親族」等や、『※家庭裁判所で相続放棄の手続きをされた方は、「相続放棄申述受理通知書」等の写しを、下記、債権管理グループ宛に送付してください。』等と記載している。

最後に、「●返納していただきます年金は、これから皆様にお支払いしていく年金の財源となりますので、何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。」とし、問い合わせ先の住所、電話番号等で結んでいる。

(3) 年金の過払の返納に関する考え方等

日本年金機構は、現行の年金の返納請求通知等の手続について、次のとおり説明している。

- ① 偽りその他不正の手段によって年金の給付を受けたことが明らかな場合は、国民年金法（第 23 条）等に基づき、強制徴収が可能な不正利得の徴収金として取扱うことになるが、年金受給権者の死亡に伴う年金の過払の返納に係る取扱いについては、国民年金法等で規定されていないため、民法第 703 条の不当利得による返還請求権を根拠として、納入告知書の送付により、年金の給付の過払の返納の履行を求めることとなる。
- ② 死亡した年金受給権者と同居していた親族に対し、事前照会することなく、「ぜひお読みください」（資料 5）の文書等を発出していることについて、戸籍謄本や住民票等により、同居している親族の中で、相続人等として最も可能性の高い者に発出している。

この最も可能性の高い者を相続人等としていることについては、国民年金法第 19 条等で、亡くなった年金受給権者と死亡当時、生計を同じくしていた 3 親等内の親族は、未支給年金を自己の名で請求できるとされ、また、未支給年金を受け取るべき者の順位は、死亡した年金受給権者の配偶者、子、父母、孫等の 3 親等内の親族の順序とされているので、これを援用し、同居親族の中から順位の高い者を相続人等としているものである。

同居親族における相続人等となる者の特定のための事前照会を行うよりも、むしろ、相続人等として最も可能性の高い者の名前で納入告知書等を早期に発出し、同居している親族の方々に亡くなられた年金受給権者の年金について過払があることを認識いただき、返納をいただくことが効率的かつ迅速な国の債権の回収につながるものと考えている。

- ③ 同居している親族が、相続放棄している場合や相続人等でない場合、その同居親族がどのように対応すべきかについては、「ぜひお読みください」の中の「◇年金受給者がお亡くなりになったことによる返納の場合は、」の枠内を読んでいただき、日本年金機構に連絡いただくことになる。

(2) 年金請求時に添付する戸籍謄本等の原本返却の推進について (新規案件)

1 相談内容

年金を受給していた父が死亡し、未支給となった国民年金の請求書を市に提出した際、添付していた戸籍謄本の原本を返却するよう市に求めたが返却されなかった。このため、生命保険の請求や銀行預金の解約に用いる戸籍謄本等を取得する費用に別途1万円ほどかかった。

一方、未支給年金の請求書を年金事務所に提出する場合には、戸籍謄本等の原本は返却されるようなので、市町村に提出する場合も返却できるようにしてほしい。

(注) 本件は、茨城行政評価事務所に相談があったもので、関東管区行政評価局が行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、日本年金機構北関東・信越ブロック本部に改善のためのあっせんを行ったところ、日本年金機構において、平成27年5月に一定の改善措置が講じられているものである。

2 制度の概要

(1) 未支給年金の請求手続等

ア 未支給年金の請求

年金受給権者が死亡したときに未支給年金がある場合、年金受給権者と生計を同じにしていた配偶者又は子等の3親等内の親族は、当該未支給年金を請求することができる。とされている。

イ 市町村における未支給年金の請求書の受理・回付

国民年金の受給権者が死亡としたとき、市町村では、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「法施行令」という。）第1条の2の規定等に基づき、法定受託事務として、次の①～④の未支給年金の請求書及び当該請求書に添付することとされている書類（以下「請求書等」という。）を受理し、請求に係る事実を審査し、日本年金機構に回付することとされている。

- ① 第1号被保険者期間のみの受給権者の未支給年金
- ② 60歳以上65歳未満又は20歳前に初診日のある障害基礎年金に係る未支給年金
- ③ 遺族基礎年金のみの受給に係る未支給年金
- ④ 寡婦年金に係る未支給年金

ウ 請求書に添付する書類

未支給年金の請求書に添付する書類については、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号。以下「法施行規則」という。）第25条第2項に規定されており、機構では、具体的な例として、「未支給【年金・保険給付】請求書・死亡届（報告書）」について（以下「未支給年金請求書の

記載要領」という。)」において、i) 同項第 1 号の規定による受給権者と請求者の身分関係を明らかにする書類として戸籍謄本もしくは抄本、ii) 同項 2 号の規定による受給権者が請求者と生計を同じくしていたことを明らかにする書類として同一世帯であることが判る住民票を示している(表-1 参照)とされている。

表-1 未支給年金を請求する場合に添付する書類

法施行規則第 25 条第 2 項	機構が示している具体例
(第 1 号) 受給権者の死亡の当時における受給権者及び請求者の相互の身分関係を明らかにすることができる書類	死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書又は戸籍謄本もしくは抄本
(第 2 号) 受給権者の死亡の当時、受給権者が請求者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる書類	死亡した受給権者の住民票(除票)と請求者の世帯全員の住民票(同一世帯の場合)
(第 3 号) 預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	金融機関又はゆうちょ銀行の証明を受けていない方は預貯金通帳(コピー可)
(第 4 号) 受給権者の老齢基礎年金の年金証書	死亡した受給権者の年金証書

(注) 本表は、記載要領に基づき当局が作成した。

(2) 添付する書類の取扱いについて

機構では、法施行規則等に規定されている未支給年金等の請求書に添付する書類について、年金給付の適正化の観点から、その原本を添付することとしている。しかしながら、平成 23 年 12 月から、請求者から提出された戸籍謄本等について原本の返却を求める申出があった場合には、原本のコピーを取り、これに原本証明した上で、請求者に原本を返却する取扱い(以下「原本返却の取扱い」という。)をしている(原本返却できる書類については、図-1 参照)。

その理由としては、次の①～③の理由が挙げられる。

- ① コピー機の発達により写し自体の信用性が高まり、一般社会でも証明等に当たって原本に代えてコピーを提出させる機会が多くなったこと
- ② 請求者から「請求書等に添付する書類の原本の返却を求める」旨の要望が多く寄せられていたこと
- ③ 請求書に記載する金融機関及び口座番号名等の確認に当たっては、原本を確認した上で、その写しの添付を認めていたこと

図-1 機構において原本証明した上で原本を返却できる書類一覧

- ① 公務員がその作成権限に基づき職務の執行として作成した公文書（年金証書、被保険者証、行政処分通知書、外国人登録証明書及びパスポート等その他本人が所持すべきものは除く）

＜例＞住民票（除票）の写、戸籍（除籍）謄本（抄本）、外国人登録原票記載事項証明書、所得証明書、（非）課税証明書、居住証明書、在留資格証明書等

ただし、年金請求等に用いることを目的として、市町村条例に基づき、交付手数料を免除された住民票及び戸籍謄本等の公文書については原本を提出する。

- ② 法人印又は代表者印を付した上で法人が証明する私文書（契約書及び領収証等その他本人が所持すべきものは除く）

＜例＞源泉徴収票、在籍証明書等

（注）本図は、機構の資料から当局が作成した。

(3) 機構から市町村に対する依頼

市町村における原本返却の取扱いについて、機構では、平成24年1月、年金事務所に「年金請求書等に添付する住民票及び戸籍等の原本の取扱い【その②】（指示・依頼）」（平成24年1月12日付給付指2012-6（以下「指示文書2012-6」という。）を發出し、図-2のとおり、年金事務所から市町村に原本返却の取扱いについて周知・勧奨するよう年金事務所に指示している。

図-2 機構から年金事務所に対する指示（抜粋）

1. 年金請求書等に添付する住民票及び戸籍等の原本の取り扱いに関するQ&A

○ 主に次の①及び②の取扱を再整理しました。

① 「原本の返却ができる書類」と「原本の返却ができない書類」

② 「原本照会の方法」及び具体例

（略）

2. 市区町村役場への周知

上記の1の事務の取扱いにあたっては、市区町村役場に対し、通常業務及び事務打ち合わせ等の機会を利用して、十分に周知を行って下さい。

Q8 市区町村役場に対して、本件取扱いについて、どのように周知すればよろしいのでしょうか。

A 原則として、「Q5・A5の①」の方法により原本証明するよう勧奨してください。市区町村役場が「Q5・A5の②」の方法により原本証明する場合には、「通常業務における年金給付事務に係る最終の決裁権限を有する者」において、「原本と相違ない」旨の認証文言を付記し職名を記名した上で当該職名の公印を押印いただくよう勧奨してください。なお、本件取扱いの周知に当たっては、市区町村役場に対して、このQ&Aを情報提供しても差し支えありません。

（注）本図は、当局が指示文書2012-6に基づき作成した。

3 関東管区行政評価局によるあっせん

原本返却の取扱いについては、関東管区行政評価局が聴取した茨城県及び埼玉県内の5市町全てにおいて当該取扱いを行っていなかった。このため、関東管区行政評価局は、平成27年3月27日付けで、機構北関東・信越ブロック本部に対し、「管内の年金事務所等に対し、管轄区域の市町村が原本返却を適切に実施するよう周知を徹底するための改善措置を図る必要がある。」とするあっせんを行っている。

このあっせんに関連し、機構(本部)では、次の対応を取っている。

- ① 「年金手続き時に添付する戸籍謄本等の原本の取扱いにかかる市区町村への周知徹底(指示・依頼)」(平成27年5月22日付け給付指2015-66)に基づき、ブロック本部及び年金事務所に対し、再度の市町村へ周知についての指示
- ② 厚生労働省(以下「厚労省」という。)に対して、市町村に原本返却の取扱いを周知することを要請し、要請を受けた厚労省では、地方厚生(支)局に対し、「年金手続き時に添付する戸籍謄本等の原本の取扱いについて(周知依頼)」(平成27年5月22日付け年管発0522第1号厚労省年金局事業管理課長)に基づき、管内の市町村に対し、機構における原本返却の取扱いを周知するよう依頼

このような機構の対応に基づき、機構北関東・信越ブロック本部では、管轄の年金事務所に対し、平成27年5月22日付けで、年金事務所が管轄する市町村に再度の周知を行い、その後も市町村に対し、通常業務等の機会を利用して、継続的に周知の徹底に努める旨の指示・依頼文書を発出している。機構北関東・信越ブロック本部では、これを関東管区行政評価局のあっせんに対する回答としている。

4 市町村における原本返却の取扱い状況等

(1) 抽出調査した8市に原本返却の実施状況

当局が任意に抽出した8市について、未支給年金に係る原本返却の取扱いについて確認したところ、表-2のとおり、A市を除く、B市等7市全てで請求書に添付する書類について原本返却の取扱いが行われていなかった。

なお、当局が抽出調査したB市及び同市を管轄する宮崎年金事務所では、原本返却の取扱いについての周知を行ったことが確認できないといった実態がみられた。

表-2 抽出調査した8市の原本返却の取扱い及び年金事務への対応（抜粋）

区分	市名	原本返却の有無	年金事務への対応
実施例	A市	<p>原本返却の取扱いについて、市全体の取扱基準はなく、年金事務を取扱う各区において個別対応を取っており、これまでの原本返却の取扱い例は次のとおりである。</p> <p>① 請求者から原本返却の申出があり、各区の事務担当者が年金事務所に確認の上、原本返却した例がある（2つの区）。</p> <p>② 平成26年6月、請求者からの原本返却の申出があり、区の年金事務担当者が年金事務所に確認しところ、同事務所から地方公共団体では原本返却ができない旨の説明があり、請求者に原本返却を行わなかった（1つの区）。</p>	<p>国民年金の窓口担当者は、記載要領を参考にしながら、これまでに修得した年金事務に係る知識・経験に基づき業務をしている。</p> <p>また、不明点が生じた場合には、年金事務所に確認することとしている。</p>
未実施例	B市	<p>担当部局として、原本返却の取扱いができることを承知していなかったため、実施していない。</p> <p>また、年金事務所による原本返却の取扱いについての周知・勧奨された事実は確認できなかった。</p>	<p>国民年金の窓口担当者は、記載要領を参考にして、請求等に係る事実及び添付された書類を確認し、機構に当該請求書等を回付している。</p>

（注）本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

(2) 年金事務所による市町村への周知・勧奨状況

市町村における原本返却の取扱いについて、機構では、年金事務所から市町村に原本返却の取扱いについて周知・勧奨するよう指示している。

しかし、当局が抽出調査した8市においては、次のとおり、年金事務所から適切に周知されているとは言えない状況がみられた。

- ① 年金事務所から周知・勧奨が行われていないとしている（2市）。
- ② 年金事務所から周知・勧奨された事実が確認できないとしている（6市）。
- ③ 請求者から原本返却の取扱いの申出があり、年金事務所に照会したところ、原本返却の取扱いはできないといった説明を受けたため、原本を返却しなかったとしている（1市）。

(3) 原本返却の取扱いに関する意見

原本返却の取扱いについて、抽出調査した8市からは、以下のように、
i) 事務処理手順の類に記載する必要がある（後述5参照）、ii) 請求者に交付する請求書の記載要領に記載する必要があるとする意見がある。

- ① 全国的な事務統一の観点から、厚労省又は日本年金機構で詳細な事務処理手順を記載したものを作成し、当該手順書に原本返却の取扱いを記載する必要がある。
- ② 年金に関する申請書や請求書の記載要領に記載すれば、市町村の国民年金の窓口担当者も必ず承知できることになることから、今回のような相談事案の防止等になると考える。また、当該記載要領に記載しない場

合、原本返却の取扱いを知らない国民の経済的な損失になる場合もあるので、当該記載要領に記載する必要がある。

5 厚労省における市町村が行う国民年金事務への対応

(1) 国民年金市町村事務処理基準

厚労省は、市町村の国民年金事務の処理基準である「国民年金市町村事務処理基準」（平成12年2月18日付け庁保発第3号都道府県知事宛て社会保険庁運営部長通知。以下「事務処理基準」という。）を定めている。

事務処理基準では、第20条において、図-3のとおり、受給権者から請求書等が提出されたときは、請求書等に受付印を押し、受付処理簿及び請求書等に受付番号等を記入し、請求書等の記載及び添付書類に不備がないかどうかを確認することが定められているが、求めに応じて原本返却をすることについては定められていない。

また、厚労省では、未支給年金の請求書の受理についても、上記第20条の規定に基づき処理をすることとしている。

図-3 事務処理基準（抜粋）

第4章 給付に関する事項

（請求書等の受理）

第20条 受給権者から給付に関する請求書、申出書、届書又は申請書(以下「請求書等」という。)が提出されたときは、次により処理する。

- (1) 請求書等に受付印を押し、受付番号及び受付年月日を記入する。
- (2) 受付処理簿に受付番号、請求書等の名称、氏名及び受付年月日を記入する。
- (3) 請求書等に添えて手帳等又は年金証書(以下「証書」という。)が提出されているときは、受付処理簿にその旨を記入する。
- (4) 請求書等の記載及びその添付書類(主な書類については別表のとおり)に不備がないかどうかを確認する。
- (5) 請求書等の記載に補正できない程度の不備があるとき又はその添付書類に著しい不備があるときは、受付処理簿に返付年月日を記入し、当該請求書等を提出者に返付する。
- (6) 前号の規定により返付した請求書等が補正され再提出されたときは、受付処理簿に再受付年月日を記入する。

(注) 本図は、事務処理基準からの抜粋である。

(2) 未支給年金の請求書様式

未支給年金の請求書の様式については、法令及び事務処理基準には定められておらず、法施行規則第25条の規定に定められている事項が記載できる様式を機構が定めている。実際に請求者が使用する当該請求書には、次の帳票が連続して綴じられてものとなっている。

- ① 請求書等を記入・提出する際の注意事項が書かれた未支給年金請求書の記載要領

- ② 未支給【年金・保険給付】請求書
- ③ 年金受給権者死亡届（報告書）（正）と（副）
- ④ 生計同一に関する添付書類一覧表

この未支給年金の請求書は、市町村の国民年金の窓口に提出する際にも使用することとされているが、未支給年金請求書の記載要領には、「原本を添付してください。」と記載するのみで、求めに応じて原本返却をすることの記載はない（図－4 参照）。

一方、当局が抽出調査した 8 市の中には、原本返却の取扱いは国民の利益につながるので、請求者が使用する未支給年金請求書の記載要領に、求めに応じて原本返却をすることを記載すべきとする意見があった。

図－4 未支給年金請求書の記載要領における添付する書類に関する説明（抜粋）

未支給【年金・保険給付】請求書・死亡届（報告書）について

この請求書に添えなければならない書類

1. 死亡した受給権者の年金証書（略）
2. 死亡した受給権者の死亡の事実を明らかにすることができる書類（戸籍の謄本もしくは抄本、死亡診断書（コピー可）、住民票など）
3. 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書、または戸籍の謄本もしくは抄本

（略）

添付書類は「コピー可」「コピーでも差しつかえありません」と記載されている以外は、原本を添付してください。

（注）本図は、未支給年金請求書の記載要領からの抜粋である。

（3）市町村への業務支援ツールの提供

厚労省が実施した平成 25 年度国民年金等事務取扱交付金実態調査においては、市町村の国民年金事務について、国民年金の窓口担当者の経験不足と事務実施方法のバラツキにより類似の事務環境にある市町村であるにもかかわらず、その事務効率に大きな差があるとされている。このため、厚労省では、標準的かつ効率的な事務モデルの整備が必要であるとして、市町村の国民年金事務の適正かつ円滑な業務運営の促進を図ることを目的に民間の監査法人に作成を依頼した「国民年金市区町村業務支援ツール」（以下「業務支援ツール」という。）を平成 27 年 5 月、ホームページに掲載している。

業務支援ツールには、国民年金の窓口担当者が、請求者に未支給年金に関する手続きを説明する際に用いられる資料があるが、それには、必ず提出・添付するものとして戸籍謄本等があると記載されているが、求めに応じて原本返却をすることの記載はない（図－5 参照）。

図-5 未支給年金に関する手続きを説明する際に用いられる資料

☰ **請求書等記入例 – 必要書類を含む –**

必ず提出・添付するもの

- 未支給【年金・保険給付】請求書
- 亡くなった方の年金手帳、年金証書または基礎年金番号通知書



国民年金手帳

厚生省

<以前交付されていた年金手帳>



年金手帳

社会保険庁



年金手帳

日本年金機構

<現在交付している年金手帳>

記入例



国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 基礎年金番号 年金コード

受給権者の氏名

受給権者の生年月日 年 月 日 受給権を取得した年月 年 月

上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。

年 月 日 厚生労働大臣

見本

- 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要）

- 亡くなった方との身分関係の確認書類として、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）のいずれか
- 生計同一および続柄の確認書類として、住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載）
- 亡くなった方の住民票の除票（上記、世帯員の住民票で亡くなった方が確認できない場合のみ）

（注）本図は、業務支援ツールからの抜粋である。

6 関係機関の意見

(1) 厚労省

国民年金事務処理基準は、国民年金に関する事務の取扱いに関する一般的事項を示したものであるため、原本返却の取扱いについて記載していなかったものです。

今後、国民年金事務処理基準に原本返却の取扱いを記載することを検討いたします。

業務支援ツールについては、必要不可欠な事項に絞り込んで記載内容を決めています。こうした趣旨に照らし、原本返却の取扱いについて記載を追加することは現時点では考えていません。

(2) 機構

未支給年金請求書の記載要領には、国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則に規定されている添付書類等、請求に必要な事項を記載しています。原本返却の取扱いを未支給年金請求書の記載要領に記載することについては、検討していきたいと考えています。

7 その他

(1) 共済組合における取扱い

国家公務員等共済組合等の退職共済年金受給権者が死亡した場合の未支給年金の請求については、①老齢基礎年金については機構、②退職共済年金については共済組合に請求することとされている。

国家公務員等共済組合では、未支給の共済年金の請求時、年金受給権が消滅する場合に限り（遺族から未支給年金の請求があった場合）、当該請求者からの申出があれば、戸籍謄本等の原本を返却する取扱いを行っている。

今後、共済年金については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）に基づき、平成27年10月から、①老齢基礎年金、②老齢厚生年金、③年金払い退職共済給付に分類されて給付されることとされている。

なお、機構では、「平成27年10月以降の各共済組合における原本返却の取扱いについては、厚労省年金局の一元化の事務処理検討会において今後整理していくものと同省から聞いている。」と説明している。

(2) 機構による原本返却の国民への周知状況等

求めに応じて原本返却することについては、機構のホームページに掲載されている。具体的には、図-5のとおり、「年金請求のためにご用意いただいた住民票等を年金請求以外で利用される場合は、お客様に住民票等の原本をお返しします。」と記載されている。

図－5 機構ホームページでの周知状況（抜粋）

1. (略)

2. 提出方法
 提出先は、年金事務所または街角の年金相談センターです。
 添付書類には次のとおりですが、詳しくはねんきんダイヤルまたは年金事務所
 にお問い合わせください。

必要な届出	添付する書類	様式
未支給年金 請求の届出	亡くなった方の年金証書 亡くなった方と請求する方の身分関係が確認できる 書類（戸籍謄本等） 亡くなった方と請求する方が生計を同じくしていた ことがわかる書類（住民票の写し（コピー不可）等） 受け取りを希望する金融機関の通帳 ※1 亡くなった方と請求する方が別世帯の場合は「生計同 一についての別紙の様式」 ※2 年金の請求は、預貯金通帳のコピーの添付でも手続き ができるようになりました。 また、年金請求のためにご用意いただいた住民票等 を年金請求以外で利用される場合は、お客様に住民票 等の原本をお返しします。詳しくはこちらをご覧ください。	「未支給【年金・ 保険給付】請求 書」（複写帳票） (PDF) 記入例はこちら (PDF)

(注) 本図は、機構のホームページを基に当局が作成した。

(3) 機構における記載要領の配布及び調達状況

機構は、未支給年金請求書の記載要領の年金事務所等への配布については、年金事務所等からの要求に応じて、その都度配布し、市町村には、年金事務所が管轄の市町村からの要求に応じて配布している。

また、未支給年金請求書の記載要領の調達に当たって、機構では、毎年度1回、一般競争入札により、次のような内容の契約を締結し調達している。

- ① 調達予定数量は過去12か月間の年金事務所へ配布数量（平成27年度調達予定数量：約36千冊（注））とする。
- ② 単価契約とし、実際の調達数量は増減を可能としている。
- ③ 契約先への発注は、原則毎月行い、発注数量は、年金事務所等からの要求数量×1.05とし、発注数量の5%を機構本部の在庫としている。
- ④ 様式の変更については、3か月前に変更が決定すれば、契約期間中であっても可能である。

(注) 1冊あたり、50部の未支給年金請求書の記載要領が綴られている。

(3) 相続した自動車に係る廃車手続における戸籍謄本等の原本還付(継続案件)

1 相談内容

相続した自動車の廃車手続（永久抹消登録）を行う場合、運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）に対し、戸籍謄本等を提出する必要がある。地方運輸局に対し、戸籍謄本等は写しでもよいか、また、写しの提出が認められない場合は原本の還付が可能か聞いたところ、写しの提出は認められず、原本の還付もできないと言われた。他の相続に伴う手続においては、戸籍謄本等の原本還付が認められているので、なぜ自動車の廃車手続では異なる取扱いとなっているのか尋ねたところ、原本還付についての規定がないためであると説明された。

戸籍謄本等を入手するためには、発行手数料と往復の切手代、郵便為替の発行手数料を含めると、1 通当たり 1,000 円程度かかることがあり、原本が還付されないとすると、国民に余分な負担をかけることとなるので、自動車の永久抹消登録においても、戸籍謄本等の写しの提出又は原本還付を認めてほしい。

(注) 本件は、行政相談委員意見として提出されたものである。

2 第 97 回推進会議（平成 27 年 3 月 13 日）の主な議論

- ・ 戸籍謄本等の提出は、受付窓口において内容の確認を行い、そのことを記録にとどめれば目的が達せられるので、占有の移転や交付まで求めるものではないと考えられる。
- ・ 国民の負担軽減を考えた場合、書類の提出を要求する行政機関において目的が達せられ、保存を必要とする特段の理由がない限りは、原本還付に関する規定の有無にかかわらず、裁量で返却を行うべきである。
- ・ 戸籍謄本等は、原簿が別に保管されており、後からでも照合が可能であるため、偽造の確認等のために原本を保持しておく必要性は考えにくい。
- ・ 国土交通省に対し、原本還付ができないとする合理的な根拠を確認する必要がある。

3 確認結果

(1) 国土交通省の意見

- ・ 自動車の永久抹消登録申請の際に提出された戸籍謄本等の原本還付を認めていない理由は、偽造等を防止し、申請人の権利を確実に保全することを最優先に考える必要がある、登録申請が真正かつ適法なものであったかどうかの後日の確認資料とすることができるようにするためである。

実際に、偽造等された戸籍謄本により申請が行われた場合に、後日その申請が真正かつ適法であったかどうか確認を行うケースがあり、警察から運輸支局に対して全国で 1 ヶ月あたり約 1.4 万件行われている捜査関係事項の照会の中に、このようなケースが含まれている（ただし、具体的な件数は把握していない）。

- ・ 仮に戸籍謄本等の原本還付を認めることとした場合、自動車登録令及び道路運送車両法の改正が必要となる。

道路運送車両法により、自動車登録に係る申請書及び添付書類は、申請書を受理した日から5年間保存しなければならないとされている。

(2) A 運輸支局の意見

- 自動車登録業務は、平成18年に国土交通省から示された「自動車登録業務等実施要領」（以下、「要領」という。）にしたがって全国統一的に行われている。要領の中で、所有者が死亡した場合の永久抹消登録申請書に添付する戸籍謄本等について、「写しで可」とする記載がないことから、申請者には原本の提出を求めている。

また、平成27年2月に、国土交通省から要領にしたがった適切な事務処理を行うよう改めて通達が出された。